

議案第 21 号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

（保険料率）

第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 36,036円

（2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 54,252円

（3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,648円

（4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 71,280円

（5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 79,200円

（6） 令第38条第1項第6号に掲げる者 95,040円

（7） 令第38条第1項第7号に掲げる者 102,960円

（8） 令第38条第1項第8号に掲げる者 118,800円

（9） 令第38条第1項第9号に掲げる者 134,640円

（10） 令第38条第1項第10号に掲げる者 150,480円

（11） 令第38条第1項第11号に掲げる者 166,320円

（12） 令第38条第1項第12号に掲げる者 182,160円

（13） 令第38条第1項第13号に掲げる者 190,080円

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第143条の規定にかかわらず、120万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38

条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。

- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。
  - 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
  - 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。
  - 9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,572円とする。
  - 10 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。  
この場合において、前項中「22,572円」とあるのは、「38,412円」と読み替えるものとする。
  - 11 第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。  
この場合において、第9項中「22,572円」とあるのは、「54,252円」と読み替えるものとする。
- 第4条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の多可町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 多可町介護保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(保険料率)</p> <p><b>第2条</b> <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 38,400円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 57,600円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 57,600円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 69,100円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者 92,100円</u></p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者 99,800円</u></p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者 115,200円</u></p> <p>(9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者 130,500円</u></p> <p>(10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者 145,900円</u></p> <p>2 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、210万円とする。</u></p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、320万円とする。</u></p> <p>5 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額は、400万円とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(保険料率)</p> <p><b>第2条</b> <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 36,036円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 54,252円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 54,648円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 71,280円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 79,200円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 95,040円</u></p> <p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 102,960円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 118,800円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 134,640円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 150,480円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 166,320円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 182,160円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 190,080円</u></p> <p>2 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。</u></p> <p>4 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。</u></p> <p>5 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。</u></p> <p>6 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。</u></p> <p>7 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条</u></p>

現 行	改 正
<p>6 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,000円とする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,000円」とあるのは、「38,400円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「23,000円」とあるのは、「53,700円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p><b>第4条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。</u></p> <p>8 <u>令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。</u></p> <p>9 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,572円とする。</u></p> <p>10 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,572円」とあるのは、「38,412円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>11 <u>第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中「22,572円」とあるのは、「54,252円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p><b>第4条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>